

平成 26 年国民年金被保険者実態調査における

厚生年金の適用の可能性がある者の推計値

約 200 万人程度とは

平成 26 年 3 月末時点における国民年金第 1 号被保険者（任意加入被保険者を含む。）約 1,805 万人のうち、任意加入被保険者、外国人、法定免除者、転出による住所不明者、25 歳以上の学生納付特例者及び東日本大震災を踏まえた、調査開始時点における福島県の避難指示区域に住所を有する者を除いた国民年金第 1 号被保険者約 1,583 万人について、本調査における就業状況を基に、厚生年金保険の適用の可能性があるにもかかわらず、国民年金第 1 号被保険者となっている者の数として機械的に推計したもの。

厚生年金の適用の可能性がある者の推計値約200万人程度が

国民年金第1号被保険者に占める割合について

(平成26年3月末)

国民年金第1号被保険者(※1)に占める割合 約11.2%

(約1,805万人)

調査対象である第1号被保険者(※2)に占める割合 約12.8%

(約1,583万人)

(※1) 任意加入被保険者を含む。

(※2) 国民年金第1号被保険者(※1)のうち、任意加入被保険者、外国人、法定免除者、転出による住所不明者、25歳以上の学生納付特例者及び東日本大震災を踏まえた、調査開始時点における福島県の避難指示区域を除く。

(資料) 厚生労働省「平成26年国民年金被保険者実態調査」より作成。

調査対象となった第1号被保険者1,583万人の内訳

	納付者	免除等	滞納者
自営業主	253万人 (16.0%)	11.6%	21.8%
家族従業者	120万人 (7.6%)	11.6%	17.1%
常用雇用	148万人 (9.4%)	13.0%	33.7%
パート・アルバイト ・臨時	489万人 (30.9%)	35.4%	24.3%
無職	527万人 (33.3%)	41.3%	20.9%
不詳	46万人 (2.9%)	28.0%	30.2%

〔 ・ 納付者・・・平成24年度及び平成25年度において保険料を納付したことがある者
 ・ 免除等・・・平成25年度末に保険料の申請全額免除、学生納付特例、若年者納付猶予を受けていた者
 ・ 滞納者・・・平成24年度及び平成25年度において一度も納付していない者

(注)平成25年度末の第1号被保険者数(任意加入被保険者を含む。)は1,805万人だが、任意加入被保険者、外国人、法定免除者、転出による住所不明者、25歳以上の学生納付特例者及び東日本大震災を踏まえた調査開始時点における福島県の避難指示区域を除き、調査対象となる被保険者は1,583万人。なお、端数処理後の数値である。

資料出所：厚生労働省「平成26年国民年金被保険者実態調査」

平成 26 年国民年金被保険者実態調査 結 果 の 概 要

抜粋

平成 27 年 12 月

H27.12.25 分

厚生労働省年金局

平成 26 年国民年金被保険者実態調査の概要

1. 調査の目的

国民年金第 1 号被保険者（以下「第 1 号被保険者」という。）について、保険料の納付状況ごとに、その実態を明らかにし、被保険者の国民年金に対する意識、保険料未納の理由など今後の国民年金事業運営に必要な資料を得ることを目的とする。

2. 調査の種類

本調査は、第 1 号被保険者に対して直接調査する「郵送調査」と、第 1 号被保険者の、平成 25 年の所得、平成 26 年度の課税の状況などについて、市区町村職員が転記する「所得等調査」により構成される。

3. 調査の対象

(1) 対象範囲

平成 26 年 3 月末現在における国民年金第 1 号被保険者 1,805 万 4 千人のうち、以下の者を除く第 1 号被保険者及びその属する世帯。

ア 任意加入被保険者

イ 外国人

ウ 法定免除者

エ 転出による住所不明者

オ 25 歳以上の学生納付特例者

カ 東日本大震災を踏まえた、調査開始時点における福島県の避難指示区域（飯舘村、葛尾村、浪江町、双葉町、大熊町、富岡町の全域及び、川俣町、南相馬市、川内村、楢葉町の避難指示地区）

ア～カを除き、調査対象となる第 1 号被保険者は、1,583 万 4 千人である。

(2) 調査客体数

「所得等調査」については、福島県の避難指示区域を除く 1,830 市区町村から 123,005 人分。さらに、そのうち、11,972 人分については「所得等調査特別調査」も実施。

「郵送調査」については、「所得等調査」の調査客体のうち、62,001 人。

(3) 抽出方法

層化無作為抽出によって、(2)の調査客体を選定した。

なお、各層の区分については、以下のとおり。

ア 都市規模（3 区分）

① 大都市（東京都特別区部及び政令指定都市）

② 中都市（①以外の人口 20 万以上の市及び県庁所在市）

③ 小都市・町村（①、②以外の市町村）

イ 保険料納付状況（6 区分）

- ① 完納者（平成 24 年度及び 25 年度の納付対象月の保険料をすべて納付した者）
- ② 一部納付者（平成 24 年度及び 25 年度の納付対象月の一部について、保険料を納付していない者）
- ③ 1 号期間滞納者（平成 24 年度及び 25 年度の納付対象月の保険料を全く納付していない者）
- ④ 申請全額免除者（平成 25 年度末に保険料の申請全額免除を受けている者）
- ⑤ 学生納付特例者（平成 25 年度末に保険料の学生納付特例を受けている者）
- ⑥ 若年者納付猶予者（平成 25 年度末に保険料の若年者納付猶予を受けている者）

ウ 年齢階級（8 区分）

- | | | |
|-----------|-----------|-----------|
| ① 20～24 歳 | ② 25～29 歳 | ③ 30～34 歳 |
| ④ 35～39 歳 | ⑤ 40～44 歳 | ⑥ 45～49 歳 |
| ⑦ 50～54 歳 | ⑧ 55～59 歳 | |

4. 調査の方法

「郵送調査」については、平成 26 年 10 月～平成 27 年 3 月に、調査客体である第 1 号被保険者に調査票を郵送で送付し、郵送で回収した。

「所得等調査」については、平成 26 年 9 月～平成 27 年 3 月に、1,830 市区町村に調査票を郵送で送付し、郵送または電子メールで回収した。

5. 回収率

(1) 「郵送調査」

	回 収 率	有効回答数 / 調査客体数
完 納 者	66.3 %	2,720 / 4,101
一部納付者	46.0 %	7,930 / 17,232
1 号期間滞納者	22.9 %	6,560 / 28,676
申請全額免除者	45.7 %	2,581 / 5,642
学生納付特例者	53.9 %	984 / 1,827
若年者納付猶予者	42.5 %	1,921 / 4,523
合 計	36.6 %	22,696 / 62,001

(2) 「所得等調査」

96.6%（調査対象 1,830 市区町村、1,768 市区町村回答）

参考 厚生年金保険の適用にかかる粗い推計

本調査における国民年金第 1 号被保険者の就業状況を基に、厚生年金の適用条件を満たす「法人の事業所」及び「個人経営の適用事業所（※）」に勤めている者のうち、就業形態が「常用雇用」及び「パート・アルバイト（週の労働時間が 30 時間以上）」である者のデータを用いて一定の前提のもとに、粗く機械的に厚生年金の適用の可能性がある者の推計を行うと以下の通りとなる。

- ・法人の事業所 約 180 万人程度
- ・個人経営の適用事業所 約 20 万人程度
- ・合計 約 200 万人程度

注 1. 国税庁の源泉徴収義務者情報と突合したところ、厚生年金保険適用事業所との不一致があった法人事業所約 75 万事業所程度を適用調査対象としていること、適用対策により新規適用した事業所 1 カ所あたり新規被保険者数が約 2.8 人（平成 27 年 4 月～9 月分）であることに鑑みると、厚生年金保険の適用の可能性がある者約 200 万人程度という推計はこれまでの取組みと齟齬のないものとなっている。

注 2. この推計では、パート・アルバイトについては、週の労働時間が 30 時間以上の者を勤務時間及び勤務日数が一般社員の 4 分の 3 以上の者とみなす等一定の前提を置き推計していることに留意が必要。

（※）農林水産業、飲食店・宿泊業等の場合を除く従業員が常時 5 人以上いる個人経営の事業所

（参考）厚生年金保険の適用要件

厚生年金保険の適用要件を満たす事業所とは、

- ・株式会社等の法人の事業所（事業主のみの場合を含む）
- ・農林水産業、飲食店・宿泊業等の場合を除く従業員が常時 5 人以上いる個人経営の事業所

等である。

このような厚生年金保険の適用条件を満たす事業所に勤める労働者のうち、就業状況が臨時ではなく、勤務時間及び勤務日数が一般社員の 4 分の 3 以上の者が厚生年金保険の被保険者となる。



政府統計
統計法に基づく国の
統計調査です。調査票
情報の秘密の保護に
万全を期します。

整理番号

1号 876万人 : 426.10 242427.372
回答 2万人?

抜粋

厚生労働省

秘 平成 26 年国民年金被保険者実態調査 (34歳以上)

~~~~~ 就業状況についてお伺いします ~~~~~

質問11 あなたの平成26年3月末時点での就業状況について、当てはまる番号に○をつけてください。※7ページの「質問11の回答に当たって」を参考に回答ください。

- |                                |
|--------------------------------|
| 1 自営業主（個人経営の店主や農業主など）          |
| 2 家族従業者（自営業主の手伝い）              |
| 3 常用雇用（正社員などフルタイムの方）           |
| 4 パート・アルバイト（1週間の所定労働時間が30時間以上） |
| 5 パート・アルバイト（1週間の所定労働時間が30時間未満） |
| 6 臨時（日々雇用や季節的業務など）             |
| 7 働いていない                       |

質問11-1 あなたの勤務先の事業所（派遣社員の場合は派遣元の事業所）について、当てはまるものを1つだけ選び、○をつけてください。

- |                               |
|-------------------------------|
| 1 法人（株式会社、有限会社、医療法人、社会福祉法人など） |
| 2 個人経営（正社員5人以上）               |
| 3 個人経営（正社員5人未満）               |
| 4 国・地方公共団体                    |

質問11-2 あなたの勤務先の事業所（派遣社員の場合は派遣元の事業所）の業種について、当てはまるものを1つだけ選び、○をつけてください。

- |                                       |                      |
|---------------------------------------|----------------------|
| 1 農林水産業                               | 2 鉱業・採石業・砂利採取業       |
| 3 建設業                                 | 4 製造業                |
| 5 電気・ガス・熱供給・水道業                       | 6 情報通信業              |
| 7 運輸業・郵便業                             | 8 金融・保険業             |
| 9 不動産業・物品賃貸業                          | 10 学術研究・広告・技術サービス業   |
| 11 飲食店・宿泊業                            | 12 教育・学習支援業          |
| 13 医療・福祉                              | 14 複合サービス事業（農協、漁協など） |
| 15 卸売・小売業（コンビニエンスストア、ドラッグストア、スーパーなど）  |                      |
| 16 専門サービス業（法律事務所、司法書士事務所、公認会計士事務所など）  |                      |
| 17 生活関連サービス業（理美容業、クリーニング業、浴場業など）      |                      |
| 18 娯楽業（スポーツ施設、遊園地、パチンコホール、カラオケボックスなど） |                      |
| 19 廃棄物処理業（ごみ収集運搬業、産業廃棄物処理業など）         |                      |
| 20 その他のサービス業（労働者派遣業、ビルメンテナンス業、警備業など）  |                      |

質問12 (8ページ)へも進みます

8

質問 11 の回答に当たって

以下の分類により、該当する選択肢に○をつけてください。

「1 自営業主（個人経営の店主や農業主など）」

工場や商店などを個人で経営している方、農業や漁業に従事している方、開業医・弁護士・著述家・行商従業者などをいいます。

「2 家族従業者（自営業主の手伝い）」

家族の中に工場や商店などを個人経営している方がいて、その従業員として働いている方をいいます。

「3 常用雇用（正社員などのフルタイムの方）」

正社員、雇用者（会社などに雇われている方）であって1日の所定労働時間、1カ月の所定労働日数がおおむね一般社員に相当する方をいいます。

「4 パート・アルバイト（1週間の所定労働時間が30時間以上）」

「5 パート・アルバイト（1週間の所定労働時間が30時間未満）」

会社に雇用されている方で、

①フルタイム（「3 常用雇用（正社員などのフルタイムの方）」に該当する方）でもなく

②臨時（「6 臨時（日々雇用や季節的業務など）」に該当する方）でもない方をいいます。登録社員や派遣社員で、フルタイムでない方が該当します。

また、1週間の所定労働時間が、30時間以上であれば選択肢「4」を、30時間未満であれば選択肢「5」を選択してください。

「6 臨時（日々雇用や季節的業務など）」

2カ月以内の期間を定めて雇い入れられる方、所在地が一定しない事業所に雇い入れられる方（各地を転々として仕事をする方）、季節的業務に雇い入れられる方（清酒の製造など）、臨時的事業（博覧会など）で働く方などをいいます。

「7 働いていない」

働いていない方をいいます。専業主婦、学生でアルバイトなど収入を伴う仕事をしていない方などが該当します。

## 厚生年金保険の適用の状況

○平成26年度末時点の適用事業所数は187万事業所

### 適用状況の推移

(年度末現在)

|                         | 単位  | 平成22年度     | 平成23年度     | 平成24年度     | 平成25年度     | 平成26年度     |
|-------------------------|-----|------------|------------|------------|------------|------------|
| 適用事業所数                  | 事業所 | 1,748,578  | 1,745,027  | 1,758,192  | 1,800,619  | 1,867,185  |
| 新規適用事業所数                | 事業所 | 67,300     | 69,719     | 74,677     | 91,457     | 113,430    |
| うち加入指導により適用<br>となった事業所数 | 事業所 | 4,808      | 6,685      | 8,322      | 19,099     | 39,704     |
| 被保険者数                   | 人   | 34,411,013 | 34,514,836 | 34,717,319 | 35,272,821 | 35,985,388 |
| 資格取得者数(年間)              | 人   | 5,971,161  | 6,064,813  | 6,298,001  | 6,535,050  | 6,697,394  |

## 厚生年金保険の適用要件

厚生年金保険の適用要件を満たす事業所とは、

- ・株式会社等の法人の事業所（事業主のみの場合を含む）
- ・農林水産業、飲食店・宿泊業等の場合を除く従業員が常時 5 人以上いる個人経営の事業

所

等である。

このような厚生年金保険の適用条件を満たす事業所に勤める労働者のうち、就業状況が臨時ではなく、勤務時間及び勤務日数が一般社員の 4 分の 3 以上の者が厚生年金保険の被保険者となる。

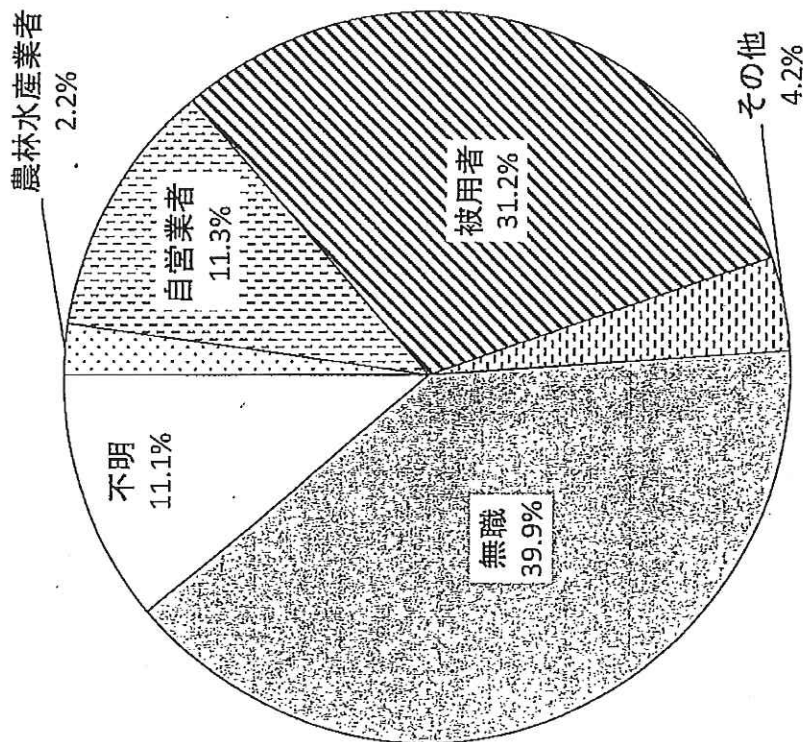
平成28年1月8日

厚生労働省

保険局国民健康保険課

年金局事業企画課調査室

## 市町村国保の世帯主（2,031万人） （平成25年度）の職業別構成割合

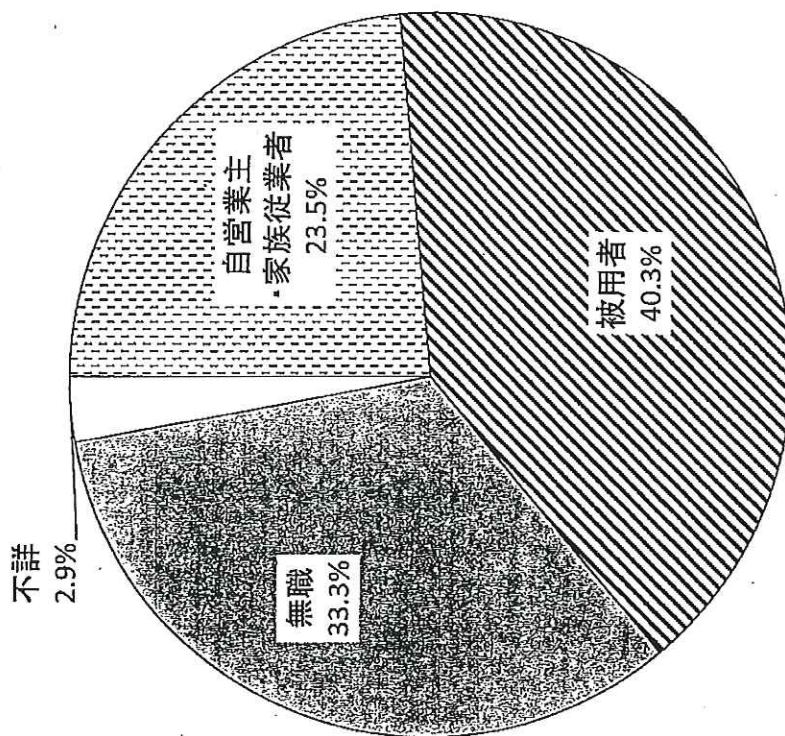


（資料）厚生労働省「平成25年度国民健康保険事業年報」及び「平成25年度国民健康保険実態調査」より作成。

（注）世帯主には擬制世帯主を含む。

（注）被用者とは、他人に雇われているもの。（会社員、従業員、店員、自営業主の家族従業者、パートタイム労働者、会社役員等。）

## 国民年金第1号被保険者（1,583万人） （平成26年3月末）の職業別構成割合



（資料）厚生労働省「平成26年国民年金被保険者実態調査」より作成。

（注）平成26年3月末の第1号被保険者数（任意加入被保険者数を含む。）は1,805万人だが、任意加入被保険者、外国人、法定免除者、転出による住所不明者、25歳以上の学生納付特例者及び東日本大震災を踏まえた調査開始時点における福島県の避難指示区域を除き、調査対象となる被保険者は1,583万人。

（注）被用者とは、常用雇用及びパート・アルバイト・臨時の合計である。

国保・協会けんぽの保険料試算

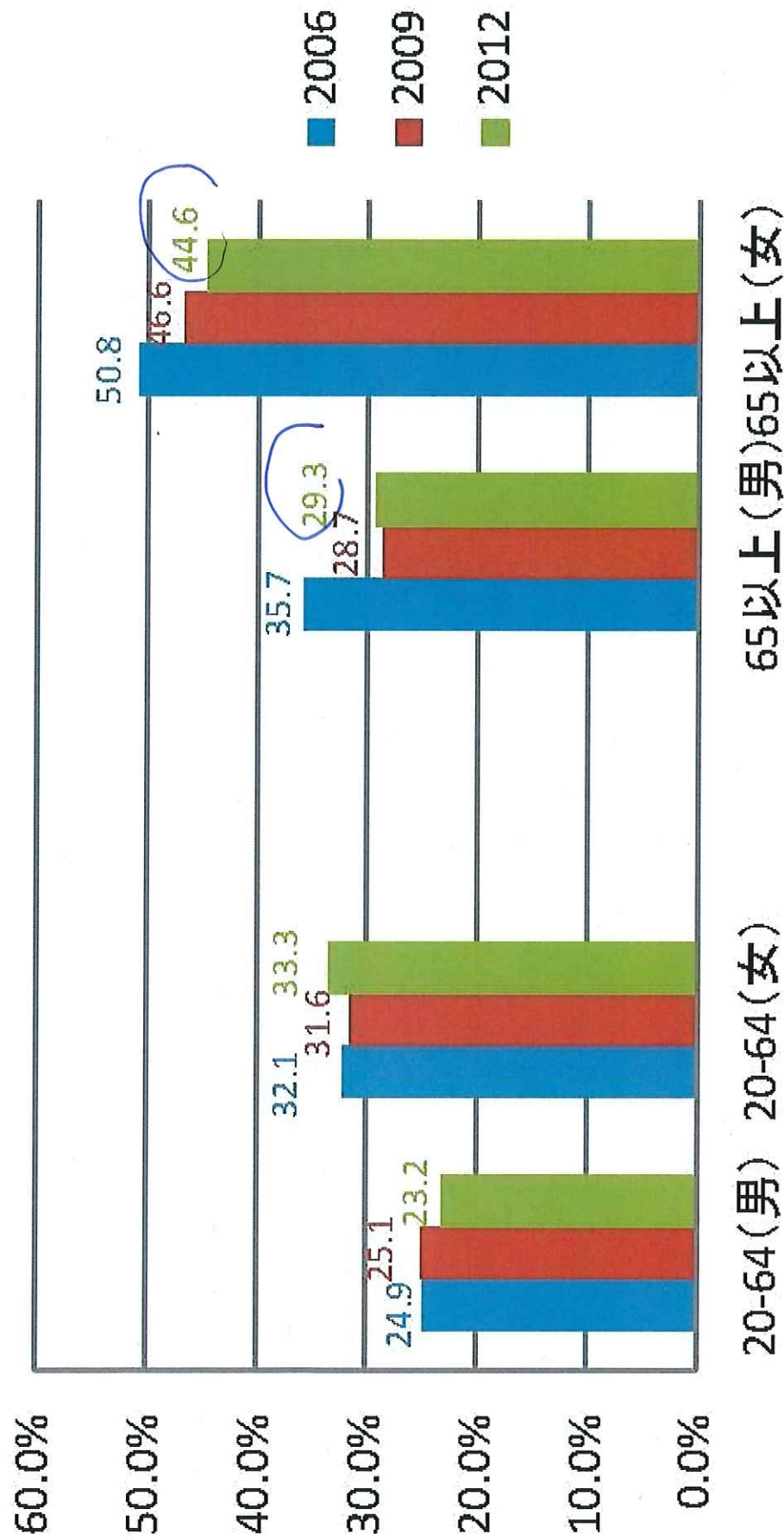
各医療保険制度の月額平均の保険料額

|       | 月額 25 万円の給与所得者         | 月額 30 万円の給与所得者         |
|-------|------------------------|------------------------|
| 国保    | 15,975 円               | 18,912 円               |
| 協会けんぽ | 26,000 円<br>(13,000 円) | 30,000 円<br>(15,000 円) |

[前提]

1. 月額 25 万円、30 万円の給与所得者、単身世帯のケースを試算（賞与はないものと想定）。  
介護分は含めない。
2. 国保については 25 年度の 4 方式を採用する市町村の平均保険料率を使用。
3. 協会けんぽは 27 年度の平均保険料率を使用。括弧内は本人負担分。

# 一人暮らし世帯の相対的貧困率



資料出所：阿部彩「平成25年国民生活基礎調査」を用いた相対的貧困率の動向の分析」貧困統計ホームページ  
<http://www.hinkonstat.net/>